様式第１号の２（第５条関係）

誓約書兼同意書

いすみ市移住支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次のとおり誓約し同意します。

１　誓約事項

　(１)　いすみ市から移住支援金に関する報告又は立入調査を求められた場合は、これに応じます。

　(２)　以下の場合には、いすみ市移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、速やかにいすみ市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

　　ア　虚偽その他の不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額

　　イ　移住支援金の交付の申請をした日から３年未満にいすみ市から転出した場合：全額

　　ウ　要綱別表第２に定める就業等に関する要件のうち、就業に関する要件又は関係人口に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、移住支援金の交付の申請をした日から１年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞した場合：全額

　　エ　要綱別表第２に定める就業等に関する要件のうち、起業に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合：全額

　　オ　移住支援金の交付の申請をした日から３年以上５年以内にいすみ市から転出した場合：半額

２　同意事項

　(１)　移住支援金の交付要件及び返還要件等の該当の有無を確認するため、必要な範囲においていすみ市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び就業先へ就業状況の調査を実施することに同意します。

　(２)　いすみ市が、いすみ市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、交付申請内容の審査、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供することに同意します。

　(３)　（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けている対象者の場合、いすみ市が次の事項の取扱いをすることに同意します。

　　ア　いすみ市は、移住支援金の交付を決定した場合、（公財）千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。

　　イ　（公財）千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、いすみ市は、移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。

　　ウ　千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして（公財）千葉県産業振興センターから求めがあった場合、いすみ市は、いすみ市の把握している住所及び連絡先を（公財）千葉県産業振興センターに情報提供します。

年 月 日

いすみ市長　　　　　　　　　　　　　様

申請者氏名（自署）